

---

各 位

会 社 名 株 式 会 社 高 速  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 赫 裕 規  
(東証1部 証券コード 7504)  
問 合 せ 先  
責 任 者 社 長 室 長 及 川 敏 正  
(電 話 022-259-1611)

「コーポレートガバナンス基本方針」制定のお知らせ

当社は、下記のとおり、平成27年12月11日開催の取締役会において「コーポレートガバナンス基本方針」を別紙のとおり制定いたしました。

当社は、経営理念の実現を目指すとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、株主をはじめとするステークホルダー皆様との協働により社会的責任を果たし、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うことを目的として、今後もコーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

なお、本方針は当社ウェブサイトに掲載いたします。

<http://www.kohsoku.com/>

以上

## コーポレートガバナンス基本方針

## 目 次

### 第1章 総則

1. 会社の目指すところ
2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方

### 第2章 株主との関係

1. 株主の権利の確保
2. 株主総会
3. 株主の利益に反する取引の防止
4. 株式の政策保有に関する方針
5. 株主との対話

### 第3章 コーポレートガバナンスの体制

1. 取締役会等の体制
2. 取締役会の任務
3. 取締役の選任
4. 監査役会・監査役の役割
5. 監査役会・監査役の構成
6. 監査役の選任
7. 取締役及び監査役の報酬等
8. 独立社外取締役の選任
9. 社外取締役・社外監査役の他社役員の兼務
10. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針
11. 取締役会全体の実効性に関する分析・評価

### 第4章 その他

別紙 独立社外役員の独立性判断基準

## コーポレートガバナンス基本方針

### 第1章 総則

#### 1. 会社の目指すところ (3-1(1))

当社の経営理念は、高速グループ全体の経営理念でもあり、その具現化に貢献することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

##### ① 経営理念

#### 経営理念 — 我々の希い

我々は、たえず夢とロマンをもち、  
その実現を求めて  
品格ある、誇り高い商いの王道を歩み  
人間性、個性を尊重し、信頼し合い、  
助け合う集団であり  
社会にとって有用な企業であり続けたい。

##### ② 経営基本方針

#### 経営基本方針

1. 包装資材専門商社としての役割を発揮し、その機能を磨くことにより、お客様満足度の向上をはかる。
2. 従業員満足度を高め、個々の力を結集させてシナジー効果をより一層発揮できる組織を目指す。
3. 公正な企業活動を基本とし、お客様、お取引先様、すべてのステークホルダーから信頼される企業市民となる。
4. 全国規模での効率的経営を目指して着実な成長を続け、包装資材業界のリーダーとなる。全国規模での効率的な経営を目指して着実な成長を続け、包装資材業界のリーダーとなる。

## 2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方 (3-1(2))

当社グループは、包装資材分野におけるそれぞれの事業領域において最適な組織体制・事業戦略で運営され、グループ総合力も発揮しながら、真に社会にとって有用な企業であり続けることを、企業経営の基本理念であると考えます。この理念を実現するためには、株主をはじめとする全てのステークホルダーへの責務を自覚し、透明かつ誠実な経営に留意するとともに、取締役会を中心に、「内部統制」、「リスク管理」、「コンプライアンス」、「開示統制」が十分に機能した自律的統治システムを堅持する。

## 第2章 株主との関係

### 1. 株主の権利の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保され、適切な権利行使のための環境整備を行う。また、株主の平等性の確保にも十分配慮する。

### 2. 株主総会

#### ① 基本的な考え方

当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、および株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に当社経営に反映されるよう、株主の属性等を踏まえ十分な環境整備を行う。

#### ② 情報提供

当社は、株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、当社ウェブサイト等へその内容を掲示する等、電子的手段を行う。

#### ③ 開催日程

当社は、多くの株主が株主総会へ出席することにより、株主との建設的な対話を実現するために、株主総会の開催日程を適切に設定する。

### 3. 株主の利益に反する取引の防止 (1-7)

① 当社は、当社グループの全ての取締役、執行役員及び従業員等がその立場を濫用し、当社グループや株主の全体の利益に反する取引を行うことを防止する。

② 当社と取締役・執行役員との競業取引及び利益相反取引については、法令・規程に従い、取締役会の承認を得る。

#### 4. 株式の政策保有に関する方針（1-4）

- ① 当社は、取引先との長期的・安定的な関係の構築、業務推進等を目的に、当社の中長期的な企業価値向上の観点から、当該取引会社等の株式を取得・保有するものとする。
- ② 保有株式が中長期的に経済合理性であるか等の検証を、定期的に取り締役会で検証を行う。
- ③ 保有株式の議決権行使については、当社の保有目的に資するものであるか、株主価値を毀損するものではないか等を総合的に判断し、適切に行わせる。

#### 5. 株主との対話（5-1）

当社は、株主との建設的な対話を通じて、持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現すべく、以下の対応を実施する。

- (ア) 株主との対話は代表取締役社長が直轄する社長室が担当しており、株主との対話全般について統括する。
- (イ) 社長室は対話に際して、社長を筆頭とする経営陣幹部及び関連各部とその内容を検討し、説明者の選定を含め、適切な対応を行う。
- (ウ) 株主との面談の機会を設けるため、証券会社等と連携し説明会等の開催に努める。また、株主・投資家に当社の事業実態に対する理解が促進されるように、ホームページ等を通じてタイムリーな情報還元を行う。
- (エ) 説明会等の場を通じて寄せられた株主等からの意見は、取締役会等で情報共有し、経営戦略に反映するよう努める。
- (オ) 対話に際しては、内部規程に基づき未公表のインサイダー情報の管理を徹底する。
- (カ) 証券代行会社より、定期的に情報を入手するなどして、株主構造の把握を行う。

### 第3章 コーポレートガバナンスの体制

#### 1. 取締役会等の体制（4-11(1)）

- ① 取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能なもので、様々な知識、経験、能力を有する者により構成し、定款の定めにより取締役の員数を12名以内とする。
- ② 当社は監査役会設置会社を選択し、取締役会が適切な監督機能を発揮するほか、独任制の監査役が独自の立場から監査機能を発揮する体制とする。

#### 2. 取締役会の任務（4-1(1)）

取締役会は、法令、定款及び当社取締役会規程に基づき、経営戦略、経営計画、その他当社の経営に関する重要な事項の決定を行うとともに、各取締役の職務執行状況、

関係会社の重要な業務執行、当社及び関係会社のコンプライアンスやリスク管理の運用状況等の報告を行う。

3. 取締役の選任 (3-1(4)(5))、(4-11(1))

① 社内取締役候補者

当社の経営を的確かつ迅速な意思決定、責任感とリーダーシップ、必要な知識・経験を有し、業務執行の監視及び経営感覚能力等を考慮し、総合的に勘案して決定する。なお各候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載する。

② 社外取締役候補者 (3-1(4)(5))、(4-11(1))

監査機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者。

(ア) 企業経営、財務会計、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質等の分野における高い見識や豊富な経験を有する者。

(イ) 別紙に定める独立社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められる。

なお、各候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載する。

4. 監査役会・監査役の役割

監査役会は、取締役から独立した組織として、法令に基づく当社及び子会社に対する事業の報告請求、業務・財産状況の調査、会計監査人の選解任等の権限を行使すること等を通じて、取締役の職務の執行、当社及び子会社の内部統制体制・業績・財務状況等についての監査を実施する。

5. 監査役会・監査役の構成

監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含み、定款の定めに従い、その員数を3名以上とする。

6. 監査役の選任 (3-1(4)(5))、(4-11(1))

① 社内監査役候補者

取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有している者とし、十分な社会的信用を有する者。

② 社外監査役候補者

監査機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者。

(ア) 企業経営、財務会計、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質等の分野における高い見識や豊富な経験を有する者。

(イ) 別紙に定める独立社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの

独立性が認められる者。

各候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載する。

7. 取締役及び監査役の報酬等 (3-1(3))

取締役の報酬決定に際しては、株主総会で報酬の総額を決定しその範囲内で、個々の職責及び実績、会社の業績や経済情勢等を勘案し、取締役会で決定する。

監査役の報酬については、株主総会で報酬の総額を決定しその範囲内で、監査役会の協議において決定する。

8. 独立社外役員の選任 (4-7、4-8、4-9)

当社のコーポレートガバナンスに資する経歴、経験、知識を有する適任者を独立社外役員として選任する。

- ① 会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を寄与するための資質を十分に備えている。
- ② 経営の監督を強化する観点。
- ③ 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督する観点。
- ④ 独立した立場で少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる観点。

独立社外役員の独立性判断基準は、別紙に定める通りとする。

9. 社外取締役・社外監査役の他社役員の兼任 (4-11(2))

社外取締役・社外監査役の兼任状況は定時株主総会招集通知書、コーポレートガバナンス報告書等で開示する。

10. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針 (4-14(2))

- ① 当社は、新任社外役員に対し、当社事業説明や当社事業所見学等の当社事業への理解を深める機会を提供し、また、在任中にも必要に応じて、同様のトレーニングの機会を提供する。
- ② 新任社内役員に対しては、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会を提供する。在任中は必要に応じ、これらの継続的な更新を目的としたトレーニングの機会を提供する。

11. 取締役会全体の実効性に関する分析・評価 (4-11(3))

当社は毎年、取締役会全体の実行性について分析・評価を行い、事業報告書においてその結果の概要を開示する。

#### 第4章 その他

この方針は、平成 27 年 12 月 11 日に制定する。

以上

### 独立社外役員の独立性基準

株式会社高速（以下「当社」という）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観的と透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下、「独立社外役員」）が可能な限り独立性を有していることが望ましい。

当社が指定する独立社外役員の独立性基準は、以下のいずれにも該当しない者とする。

1. 現在又は過去において、当社及びその連結子会社（「以下当社グループ」）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員、部長等業務を執行する社員）であった者
2. 当社グループの主要な取引先（※）又はその業務執行者  
※主要な取引先とは、当社グループの販売先又は仕入先であって、その年間取引額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるもの。
3. 当社グループの主要な借入先（※）又はその業務執行者  
※主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関
4. 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等の業務執行者
5. 当社グループの会計監査人又はその社員等として当社グループの監査業務を担当している者
6. 当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
7. 当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
8. 近親者（配偶者及び二親等以内の親族）が上記1から7までのいずれかに該当する者
9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者

以上